

公開質問状

2014（平成26）年1月31日

長崎県知事 中村法道 殿

石木ダム建設絶対反対同盟 連絡人 岩下和雄
石木ダム対策弁護団 代表弁護士 馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 代表 森田正昭
石木川守り隊 代表 松本美智恵
水問題を考える市民の会 代表 篠崎正人
石木川の清流とホテルを守る市民の会 事務局長 田代圭介

貴県の石木ダム建設計画に関して、以下のとおり、質問致しますので、ご回答ください。

第1 はじめに

1 私たちは、平成25年12月27日、貴職に対して、公開質問状を提出致しました。

これに対して、貴職は、私たちに対し、平成26年1月24日付の「公開質問状に対する回答について」と題する書面と添付資料を送付されました。

しかし、上記「回答」は、私たちの公開質問状に対する回答になっていないばかりか、「回答」に至る一連の経過に照らせば、貴職が、私たちの石木ダムの必要性・公益性はいずれも認められない、との主張をお認めになったものと考えざるを得ません。

その詳細については本日提出した抗議文にて申し入れをしたとおりです。

2 さて、貴職は、平成26年1月24日付の上記書面にて、起業者として、「川棚地区に住んでいる地権者お一人お一人に、ダム建設に関するご理解を賜るべく、「今後とも、このような機会をいただけるよう、県、市、町が一体となって、引き続き一所懸命に取り組んで」行く旨明言されております。

すなわち、貴職は、ダム建設に関する川棚地区の地権者の理解を得るために、公開質問状・説明会等を通して取り組んでいく旨明言されております。

そこで、貴職の上記回答に関して、再度、第2項以下記載のとおり、公開質問状をお渡ししますので、平成26年2月21日（金）（消印有効）までに、文書にて本質問状に対してご回答下さい。

3 その上で、平成26年2月28日（金）午後7時に貴県東彼杵郡川棚町川原のこうばる公民館にお越しいただくとともに、貴職ご自身から本公開質問状に対するご回答とこれに関するご説明をいただきたいと考えております。

そこで、本公開質問状の回答に、貴職に上記日時にこうばる公民館にお越しいただける旨付記して下さい。また、どうしても上記日時のご都合が悪く、近い日時でお越しいただける場合は、その旨ご連絡下さい。

なお、何の連絡もないまま平成26年2月21日までに回答書をいただけない場合、あるいは、回答書に貴職が上記公民館にお越しいただける旨の付記がなされていない場合には、貴職には上記公民館にご説明においでになる意思がないものと判断せざるを得ません。

その場合には、已むを得ませんので、私たちが貴職の見解を伺うべく、平成26年2月28日（金）午後3時、直接、貴県庁舎に回答をお尋ねに参ります。

4 なお、書面でのご回答は下記宛にご郵送ください。

また、本書面へのお問い合わせ等につきましても、下記事務所にお問い合わせ致します。

記

〒806-0021

福岡県北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG. 4階

黒崎合同法律事務所

弁護士 平山博久

TEL 093-642-2868

FAX 093-642-2856

第2 水需要予測（生活用水）について

1 私たちの平成25年12月27日付公開質問状（以下、単に「公開質問状」という。）の第2・1(2)ウにおいて、生活用水量について以下の質問をしています。

(1) 平成17年度及び平成19年度の原単位の減少を「激減」と評価した分析過程を明らかにして下さい。また、その評価を導出した根拠をお教え下さい。特に「何年と比べて激減」なのか、対象の年と水量を明示して下さい。

(2) 需要予測において、近年の原単位の推移を「増加傾向」と評価した分析過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料等をご開示下さい。

(3) 私たちは、佐世保市の原単位の増加傾向はそもそもないと考えますが、そうであろうとなかろうと、貴県が、少なくとも「佐世保市民は、水使用について受忍限界を超えて我慢している」と評価していることは明らかです。そのように評価した過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料（佐世保市民への意向調査等）があるはずですから、ご開示下さい。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急をお願いします。

(1) 上記質問(1)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

(2) 上記質問(2)についても、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

なお、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(3)5乃至10において、生活用水原単位の予測は「問題ない」と記載されていますが、これは「問題ない」との結論を示したにすぎず、その推計の過程及び評価の妥当性については何ら触れられておらず、上記質問に対する回答にはなっておりません。

(3) 上記質問(3)についても、全く回答がされていません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

第3 水需要予測（SSKの工場用水）について

1 私たちの公開質問状の 第2・1(5)イ(ア)において、SSKの工場用水について以下の質問をしています。

(1) SSKの艦艇・修繕船事業の売上高と水道使用量について、「向こう3カ年の経営方針」と「新中期経営計画」によれば、売上高は2011年度実績の1.10倍から1.16倍であるのに、佐世保市の予測が「約2倍」とする理由をお教え下さい。

(2) 売上高の増大と、水道使用量の増大との相関関係を示す資料はあるのでしょうか。特にSSKの業種に関するものはあるのでしょうか。あるのであれば、お教え下さい。あわせて売上高から水道使用量を導く計算式についてお教え下さい。

(3) 前記の予測を立てる前提として、SSKの過去の水道使用量はどのくらいであったのか、及び今後一日最大どの程度の水道使用量を予定しているか、に関する具体的な数字について、当然ヒアリング等の調査をしているはずですのでお教え下さい。もし、かかる調査をしていないのであれば、その理由をお教え下さい。

- (4) 水道使用量が4.88倍に急増するという予測は、SSKと何らかの協議を経て決定されたものか、それとも佐世保市の単独の見解なのかお教え下さい。
- (5) 佐世保市水道局がSSKの需要予測をするにあたり、「向こう3カ年の経営方針」と「新中期経営計画」以外で使用した資料があれば、その資料の名称と内容、策定年月日等をお教え下さい。
- (6) SSKの、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月の、各水道使用量はどれくらいでしょうか。
その実績は、貴県が立てたSSKの需要予測と合致していますか。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急をお願いします。

- (1) 上記質問(1)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。
- (2) 上記質問(2)についても、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。
- (3) 上記質問(3)については、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(3)19に「同造船企業からは4,412 m³/日は最低限必要との文書による回答を確認している」という記載があり、SSKに対するヒアリング等の調査をしたということのようですので、同文書をご開示下さい。
- (4) 上記質問(4)については、全く回答がありません。早急にご回答ください。
- (5) 上記質問(5)については、全く回答がありません。早急にご回答ください。
- (6) 上記質問(6)については、全く回答がありません。早急にご回答ください。

第4 水需要予測（SSK以外の工場用水）について

1 私たちの公開質問状の第2 1(5)イ(イ)において、SSK以外の工場用水について以下の質問をしています。

- (1) 小口需要先の需要の減少傾向が続いているにもかかわらず、「最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高いと判断し過去20年平均を採用する」とした根拠についてお教え下さい。
- (2) 新規分として計上した佐世保テクノパーク、水産加工団地、つくも苑跡工業団地の増加需要の根拠について、工場進出の予定等、具体的な資料をもとにお教え下さい。
- (3) 佐世保市水道局の工場用水の需要予測は、新規の事業のみを考慮

していると思われませんが、事業の終了による需要減少を考慮したのかどうか、考慮していないとすればその理由をお教え下さい。仮に考慮したのであれば、需要予測のどの部分で考慮されているかお教え下さい。

- (4) SSKを除く工場用水の、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月の各水道使用量はどれくらいでしょうか。その実績は、貴県が立てた需要予測と合致していますかお教え下さい。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急をお願いします。

- (1) 上記質問(1)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。
- (2) 上記質問(2)についても、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

なお、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(3)24と25に「新規需要が見込まれる」旨の記載がありますので、この(2)は、当然にすぐ回答できるはずです。

- (3) 上記質問(3)についても、全く回答がありません。早急にご回答ください。
- (4) 上記質問(4)についても、全く回答がありません。早急にご回答ください。

第5 水需要予測（業務営業用水量）について

- 1 私たちの公開質問状の第2 1(5)イ(ウ)において、業務営業用水量について以下の質問をしています。

- (1) 小口需要先について、業務営業用水量の需要は減少傾向にあるにもかかわらず、将来増加傾向に転じると考える根拠をお教え下さい。仮にそれが観光客の増加に対応して需要が増えるという点にあるのであれば、その因果関係を示す客観的データをもとにお教え下さい。
- (2) 佐世保市の観光客数は実績として減少傾向にあるのに、2011年度以降は右肩上がりに増え続けるという予測の根拠をお教え下さい。
- (3) 佐世保市の観光客数の、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月はどれくらいでしょうか。その実績は、貴県が立てた予測と合致していますか。

- (4) 米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値を採用する合理的根拠をお教え下さい。

また、その年に米軍及び自衛隊で水道水を利用した利用人口はどれくらいだったのでしょうか。あわせて、現在のそれについてもお教え下さい。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急をお願いします。

- (1) 上記質問(1)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。
- (2) 上記質問(2)についても、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。なお、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(3)15と16に「小口(大型テーマパークを含む)については、観光関連の企業が占める割合が高く、観光客の増減と使用水量との相関があるとし・・・需要予測を行ったものである」との記載がありますので、この(1)(2)は、当然にすぐ、回答できるはずです。
- (3) 上記質問(3)についても全く回答がありません。早急にご回答ください。
- (4) 上記質問(4)については、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(3)15と16に「業務の性格上、万が一の災害等に適切に対応するため」という記載がありますが不明確ですし、質問全体については適切な回答がありません。早急にご回答ください。

第6 安定水源量について

- 1 私たちの公開質問状の 第2・2(4)イ(ア)において、安定水源量について以下の質問をしています。

- (1) 2000年度から、2012年度までの13年間で、一日の取水量が77,000 m³を超えた日及びその日の供給水量を、全てお教え下さい。
- (2) 2000年から、2012年までの13年間で、貴県が「不安定水源」とする4つの水源から、取水した日及びその取水量を全てお教え下さい。
- (3) 私たちは、上記4つの水源を貴県が「不安定水源」と表現しているのは、「水量が不安定」という意味ではなくて、「水利権が明確ではない」という意味であると理解していますが、いかがでしょうか。貴県の認識をお教え下さい。
- (4) その4つの水源を許可水源とするために必要な手続き及び要件をお教え下さい。

(5) 貴県は、その4つの水源を許可水源とするための手続きを検討したことはありますか。

あるならば、その検討結果をお教え下さい。

ないならば、今後検討する意思があるかどうかをお教え下さい。

いずれもないのであれば、なぜ今まで検討をせず、今後も検討をしないのかお教え下さい。

(6) 私たちは、上記4つの水源を許可水源として「安定的」にすることは、極めて容易と考えていますが、この点にかかる貴県の認識をお教え下さい。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急にお願いします。

(1) 上記質問(1)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

(2) 上記質問(2)についても、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

なお、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(4)1に「(不安定水源派)いずれも渇水時はもとより、渇水でない通常の年であっても推量不足により取水できない日が多く存在し」との記載がありますので、この(1)(2)は、当然にすぐ、回答できるはずです。

(3) 上記質問(3)について、明確な回答はされていません。確かに、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(4)1、5、9などに、この質問に関連すると思われる記載がありますが、内容が不明確です。

質問に対する直接かつ明確な回答を早急にお願いします。

(4) 上記質問(4)についても全く回答がありません。早急にご回答ください。

(5) 上記質問(5)についても全く回答がありません。早急にご回答ください。

なお、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(4)10の記載は、佐々川に関するものであり、上記質問とは無関係であると考えます。

(6) 上記質問(6)についても回答がありません。早急にご回答ください。

第7 有収率・負荷率について

1 私たちの公開質問状の 第2・2(4)イ(イ)において、有収率・負荷率について以下の質問をしています。

(1) 「有収率を89.2パーセント」と推定した時期と、その根拠をお教

え下さい。

もしそれが、その推定をした時点での過去の実績を踏まえたものであれば、同様の計算を現時点ですれば、どうなるのかをお教え下さい。

- (2) 私たちは、佐世保地区の現在の有収率は、水道事業体としては、看過できないほど低いものであり、早急に改善が必要と考えていますが、いかがでしょうか。

改善が必要ではないとお考えならばその理由をお教え下さい。

改善が必要であるとお考えならば、いつごろどのような改善をする予定かお教え下さい。その予定がないのであれば、なぜ予定がないのかお教え下さい。

- (3) 「負荷率を 80.3 パーセント」と推定した時期と、その根拠をお教え下さい。

もしそれが、その推定をした時点での過去の実績を踏まえたものであれば、同様の計算を現時点ですれば、どうなるのかをお教え下さい。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急をお願いします。

- (1) 上記質問(1)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

なお、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(3) 1、2、3、4、26などに、それに関連した記載がありますが、上記質問は、この記載を踏まえた上での質問ですから、この記載では回答になっていません。

- (2) 上記質問(2)については、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(2)1に、この質問に関連する記載(「有収率」ではなくて、「有効率」に関するものですが)があります。

ここには「漏水対策の努力をしている」「平成 36 年度の有効率の目標を 92.5%としている」とあります。

これを前提に改めて以下の点をお尋ねします。

ア 平成 36 年度を目標の年、とした理由は为什么呢。

イ もっと早く、この目標は達成できないのでしょうか。

36 年度に目的を達するため、どのような対策・工事をいつ頃行う、ことになっていきますか。その具体的タイムスケジュールをお教えください。

ウ 92.5%を目標値、とした理由は为什么呢。

- エ もっと高い有効率を目標値としない理由は为什么呢。
- (3) (3)について、貴県が添付した「意見対照表」Ⅱ(3)27に関連する記載があります。

ここには「実際過去の実績で5%前後の上下動を記録している」「過去10年実績の高い負荷率では安定的な給水を確保できない」「過去20年実績の最小値である80.3%を採用した」とあります。

これを前提に改めて以下の点をお尋ねします。

- ア 「実績で5%前後の上下動を記録している」ことを示す資料をお示してください。

イ 過去20年間の負荷率の一覧をお示してください(なお、アの資料と同じものであるならば、省略していただいて結構です)。

ウ 「過去10年実績の高い負荷率」の具体的数値及びその算出方法について、お教えてください。

エ 貴県は、他の利水事業において、「負荷率」を、「過去10年の実績」からではなくて、「過去20年の最小値」とした例をご存知ですか。ご存じならば、その事業を全て教えてください。

可能なら、その事業において、いかなる基準で負荷率を設定したのかお教えてください(それがわかる資料の送付でも構いません)。

第8 治水安全度、基本高水流量、石木川の流量について

- 1 私たちの公開質問状の 第3・1(3)において、治水安全度、基本高水流量、石木川の流量について以下の質問をしています。

(1) 治水安全度について

ア 貴県は、石木川合流地点より下流について、治水安全度を1/30ではなく、1/100として、基本高水流量(1,400 m³/秒)を算出していますが、この差をつけた理由をお教え下さい

貴県は、石木川合流地点より下流について治水安全度を1/30ではなく、1/100とし、基本高水流量1,400 m³/秒との数字を算出しており、人口が多い地域(波佐見町等石木川合流地点よりも上流の地域)の安全性より、人口の少ない地域(川棚町のうち石木川合流地点よりも下流域)の安全性を高め設定した根拠をご教示下さい。

イ また、石木川合流地点より下流について治水安全度を1/30として計算した場合、基本高水流量はどのような数値になるのか、計算過程と共に教えてください。

ウ 治水安全度をどう設定するかという検討をする上で、結果的に定めた1/100以外に1/30あるいはそれ以外の確率を検討されたことはありますか。

仮にあるとすればなぜ検討した数値で治水安全度を設定しなかったのか、理由と共にご回答下さい。

逆に他の確率で検討していないのであれば、なぜ検討しなかったのか、理由と共にご回答下さい。

(2) 基本高水流量について

ア 基本高水流量を1,400 m³/秒と設定すべきと判断した具体的根拠となる事実をお教え下さい。

イ 基本高水流量の設定において基礎としたデータは、24時間雨量が400mm、3時間雨量が203mm、1967年降雨モデルにおける高水流量でよろしいでしょうか。もし、基礎にした他のデータがあれば、それもお教え下さい。

ウ 川棚川氾濫時に、1967年降雨モデルにおける雨量分布(各時間における雨量の分布)となる確率はどの程度であるか、その基礎資料・計算過程とともにお教え下さい。

エ 川棚川流域にて、24時間雨量が400mmとなり、3時間雨量が203mmとなり、雨量分布が1967年降雨モデルとなることが同時に発生する確率、及びその計算過程をお教え下さい。

(3) 石木川の流量について

貴県は、洪水時における石木川のダム建設予定地の上流からの想定洪水流量を280 m³/秒と設定していますが、こう判断した根拠となる事実、事実から結論に至る推認過程、及び、その根拠事実・推認する上で利用した経験則が存在することを示す資料一切を明らかにして下さい。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急にお願いします。

(1) 上記質問(1)アについては、貴県が添付した「意見対照表」I(3)2に「人口・資産等がより大きい下流域を1/100、より小さい上流域を1/30とする計画としており、行政区域内の人口で判断しているものではない」との記載がありますが、結論を言われているだけでこちらの求めている理由・根拠の回答にはなりません。

早急にご回答ください。

(2) 上記質問(1)イについては、全く回答がありません。早急にご回答

ください。

(3) 上記質問(1)ウについては、全く回答がありません。早急にご回答ください。

(4) 上記質問(2)アについては、全く回答がありません。早急にご回答ください。

なお、貴県が添付した「意見対照表」I(3)1に「起業者は、国土交通省河川砂防技術基準等に基づき、基本高水流量・計画高水流量を貯留関数モデルにより算定を行い」との記載がありますので、この点についても速やかに回答できるはずです。

(5) 上記質問(2)イについては、全く回答がありません。早急にご回答ください。

(6) 上記質問(2)ウについては、全く回答がありません。早急にご回答ください。

(7) 上記質問(2)エについては、全く回答がありません。早急にご回答ください。

(8) 上記質問(3)については、全く回答がありません。早急にご回答ください。

第9 過去の水害について

1 私たちは公開質問状の第3・2(2)において、過去の水害に関して以下の質問をしています。

(1) 先に述べたとおり、1990年7月の洪水では、最高痕跡水位が右岸・左岸の現況堤防高を下回っていたことから、川棚川からの越流が客観的に認められないと私たちは考えていますが、貴県は、1990年7月の洪水で、最高痕跡水位が現況堤防高を下回っていたという認識を有していますか。

どのような認識なのか、そう認識する根拠と共にお教え下さい。

(2) 1990年7月の洪水において、野口川等の川棚川の支流(石木川を除く)が氾濫したと私たちは考えていますが、貴県はいかがでしょうか。貴県の認識を、そう認識する根拠と共にお教え下さい。

(3) 1990年7月の洪水において、川棚地域の内水氾濫も生じていたと私たちは考えていますが、内水氾濫があったか否かについて、貴県はいかがでしょうか。貴県の認識を、そう認識する根拠と共に理由をお教え下さい。

(4) 1990年7月以降、野口川をはじめとする川棚川支流の氾濫及び内水氾濫を防止するための措置を講じたか否かをお教え下さい。

また、仮に措置を講じたのであれば、その措置を講じた時期・内容の全てをお教え下さい。

逆に、同措置を講じていないのであれば、講じてこなかった理由をお教え下さい。

- (5) 今後、支流の氾濫及び内水氾濫を防止するための措置を講じる具体的な予定があるか否かを明らかにして下さい。また、仮に具体的な予定があるのであればその内容をお教え下さい。

逆に、具体的な予定がないのであれば、なぜ具体的な予定を立てようしないのか、理由をお教え下さい。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急にお願いします。

- (1) 上記質問(1)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。
- (2) 上記質問(2)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。
- (3) 上記質問(3)については、貴県が添付した「意見対照表」I(1)2では、「平成2年の水害では、内水被害もあった」としつつ、「川棚川本川の水が堤防を越水する外水被害により洪水被害を起こしたことを確認している」、と記載されています。

さらに、「ダムは洪水を一時的に溜めこみ、下流へ流す水の量を低減させ、河川の水位を低下させることから、内水氾濫の防止にも一定の効果は期待される」とも記載されています。

そこで、以下の質問にご回答下さい。

ア 石木ダムの建設によって、川棚川と石木川合流地点より上流に生ずる内水氾濫を防止することができるのか、仮にできるのであれば、どのような機序でこれを防止できるのかを具体的にご回答ください。

イ 石木ダムの建設によって、石木川合流地点より下流に生ずる内水氾濫を防止することができるのか、特に1990年7月に生じた内水氾濫を防止することができるのか、根拠資料と共に具体的にご回答ください。

また、「内水氾濫の防止にも一定の効果は期待される」と記載されていますが、そこで記載された「一定の効果」の具体的内容をご回答ください。

ウ 1990年7月の洪水時、「川棚川本川の水が堤防を越水する

外水被害により洪水被害を起こしたことを確認している」と記載されている点について、誰が、いつ、いかなる方法で確認したのか、その確認した点にかかる記録媒体の有無と共にご回答ください。

(4) 上記質問(4)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

(5) 上記質問(5)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

第10 石木ダム事業の検証における比較について

1 私たちは公開質問状の第3・3(4)において石木ダム建設事業の検証における比較に関して以下の質問をしています。

(1) 石木ダム建設(治水・利水対策として関連する付帯設備等の建設費用を全て含む)の完成までに現に現在要すると考えられる全ての費用はいくらとお考えでしょうか。

(2) 仮に佐世保市の利水需要がなく、専ら治水目的として石木ダムを建設する場合、費用面での合理性があるとお考えでしょうか。お考えであれば、その理由をお教え下さい。

(3) 代替案を行うにあたって、ダムの建設中止それ自体で将来59億円の費用が発生することがあるのでしょうか。仮に、あればその具体的費目と額をお教え下さい。

(4) 石木ダム建設と他の治水案を比較検討する際に、30年に1度発生するかもしれない流量としての基本高水流量を前提とした場合、他の治水案と比較して石木ダム建設の方が優れている比較項目がありますでしょうか。あれば、具体的な項目とその内容をご教示下さい。

2 貴県の回答、及びそれに対する再質問

以下の質問に対する直接かつ明確な回答を早急にお願いします。

(1) 上記質問(1)については、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

(2) 上記質問(2)についても、全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。

この点、貴県が添付した「意見対照表」V(1)には、関連する記載がありますが、「コスト」を考慮要素としたとする記載があるだけで、具体的な比較内容の記載は一切ありません。

質問に対する具体的かつ明確な回答を早急にお願いします。

- (3) 上記質問(3)についても全く回答がありません。根拠資料を添えて早急にご回答ください。
- (4) 上記質問(4)についても全く回答がありません。早急にご回答ください。

以 上